

## 「北九州市子ども読書プラン（第5次北九州市子ども読書活動推進計画）」（素案）について

### 1 計画の進捗状況

令和7年5月15日教育文化委員会で報告のとおり、現行の「北九州市子ども読書プラン（第4次北九州市子ども読書活動推進計画）」《計画期間：令和3年度～令和7年度》が今年度末で終了することから、次期「北九州市子ども読書プラン（第5次北九州市子ども読書活動推進計画）」の策定に着手し、令和7年度第1回及び第2回「北九州市子ども読書活動推進会議」で議論を重ね、このたび素案を取りまとめたもの。

### 2 「北九州市子ども読書活動推進条例」の見直しに関する検討状況

「北九州市子ども読書活動推進条例」の第18条の規定に基づき、令和7年度第1回及び第2回「北九州市子ども読書活動推進会議」において、条例の見直しについても議論がなされた。その結果、推進会議として、市の施策が「子ども読書活動推進条例」の趣旨に沿って推進されており、現時点では、同条例の見直しの必要性はないとの意見が示された。

【参考資料】北九州市子ども読書活動推進条例

### 3 第5次子ども読書プランの特色

現行プランの「目指す姿（ビジョン）」を引き継ぎ、「家庭」「学校」「市立図書館」「地域」ごとに、「学ぶ・やすらぐ・楽しむ」という「3つの方向性（ミッション）」と、「乳幼児期・小学生・中高生」という「発達段階ごとの取組みの方針」を軸にした主要施策（アクション）を定めた。それぞれの施策は「家庭」「学校」「市立図書館」「地域」で単独に進めるものではなく、相互に関連し合いながら取組みを進行していく。

【資料1】第5次北九州市子ども読書プラン（素案）概要版

【資料2】第5次北九州市子ども読書プラン（素案）冊子

### 4 スケジュール

第5次子ども読書プラン（素案）を常任委員会へ報告後、素案に対するパブリックコメントを経て、令和8年2月を目途に成案を取りまとめる予定である。

《パブリックコメント実施期間（予定） 令和7年10月中旬から25日間程度》

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月～3月
R7.5.21 第1回子ども読書活動推進会議 たたき台提示	たたき台修正 素案検討・作成		R7.8月8日 第2回子ども読書活動推進会議 素案提示・審議	素案修正	パブリックコメント 実施→集計分析	パブコメ反映 /最終案作成		R8.1月上旬 第3回子ども読書活動推進会議 パブコメ結果、 最終案提示	新プラン 成案
プラン策定について報告 R7.5.8 教育委員会会議 R7.5.15 常任委員会		素案協議 R7.8月21日 教育委員会会議		素案報告 R7.10月6日 常任委員会			パブコメ結果、 最終案報告 R8.1月下旬 教育委員会会議	成案議決 R8.2～3月 教育委員会会議	最終案報告 R8.2月 常任委員会

## 北九州市子ども読書活動推進条例

平成27年7月3日

条例第39号

## 目次

## 前文

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 子ども読書活動推進計画(第6条—第8条)
- 第3章 子ども図書館(第9条・第10条)
- 第4章 家庭、地域及び学校の取組等(第11条—第14条)
- 第5章 学校図書館及び図書館の整備(第15条・第16条)
- 第6章 北九州市子ども読書活動推進会議(第17条)
- 第7章 雑則(第18条・第19条)

## 付則

## 【前文】

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成18年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成23年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことができる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

## 【第1章 総則】

### (目的)

第1条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法(昭和28年法律第185号)第6条第1項に規定する学校司書をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## 【第2章 子ども読書活動推進計画】

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議(次条において「推進会議」という。)の意見を聴かななければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。

(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

## 【第3章 子ども図書館】

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援(次条において「学校図書館支援センター事業」という。)を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発
- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

#### 【第4章 家庭、地域及び学校の取組等】

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。

(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。)、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定
- (2) 学校図書館の常時開館
- (3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充  
実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

#### 【第5章 学校図書館及び図書館の整備】

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 図書及び資料の整備
- (2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備
- (3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。

2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

## 【第6章 北九州市子ども読書活動推進会議】

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項

3 推進会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。

6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 【第7章 雑則】

(条例の見直し)

第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。

2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

【付 則】

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第34号で平成27年8月1日から施行)

第4次子ども読書プランの主な成果

- ・絵本パック配布《配布率99%》→ 家読の充実
- ・本市独自に子ども読書の日の設定→ 読書に取り組む機運の醸成
- ・子ども司書・ジュニアサポーターの養成→ コアファンの増加
- ・子ども電子図書館オープン《R3.4》→ 一人一台端末の有効活用  
どこでも読書できる環境の確立など

子どもの読書活動の主な課題

- ・【読書量】児童生徒の4割が、ほとんど本を読まない(10分以下)
- ・【図書館利用】利用頻度が低く、活用用途が限られている  
→ ほとんど利用しないが7割以上 中高生は学習室の利用に偏る
- ・【本の活用】調べたり学んだりするための活用が少ない
- ・【ニーズの多様化】居場所づくり 読書バリアフリーなど  
→ 多様な子どもたちへの読書機会の確保 安心してくつろげる場

子どもの読書活動を取り巻く環境の変化

- ・読書バリアフリー法の施行
- ・令和の日本型学校教育の推進 ・GIGAスクールの推進
- ・こどもまんなか社会の実現
- ・北九州市教育大綱、「北九州市こどもまんなか教育プラン」  
「北九州市立図書館基本計画」等に基づいた子どもの読書活動の一層の推進

読書の意義

- 子どもの、新しいことを知りたい、理解したいという「知的好奇心」を育むもの
- 読解力、表現力、思考力、想像力、問題解決力など多くの「生きる力」を身に付けることに役に立つもの

目指す姿

すべての子どもが、日々の生活の中ですすんで本を手にとって読み、子ども同士や家族などと楽しく語り合う日常

- 本との出会いを楽しみにする子ども
- 本から学び、知ることの喜びを感じる子ども
- 読書の楽しさ、大切さを知り、発信でき、生涯に渡って読書に親しもうとする子ども

3つの方向性

学ぶ <本で学ぼう>

やすらぐ <本を手にくつろごう>

楽しむ <読書を楽しもう>

取組みの方針

各発達段階における  
重点方針

乳幼児期  
小学生  
中高生

- ・早期に本に親しむ習慣がつくよう、家庭や関係機関相互の連携を深める
- ・絵本から児童書への円滑な移行をすすめる
- ・読書の幅を広げ、日常的に読書に親しめるようにする
- ・多様な目的やニーズに対応し、主体的に図書館や本を活用して学びを広げることができるようにする

成果指標

《成果指標》 乳幼児期

市立図書館での読み聞かせやおはなし会の開催回数  
及び参加者数

《成果指標》 小学生

月に1冊も本を読まない小学生の割合

《成果指標》 中高生

月に1冊も本を読まない中学生・高校生の割合  
市立図書館を全く利用しない中学生・高校生の割合

- ① はじめての絵本事業の推進  
・絵本の配付 ・講座、交流促進 ・啓発活動
- ② 家読(ファミリー読書)の推進  
・読書カード ・電子図書館 ・啓発活動
- ③ 親子で読書に親しむ機会の提供  
・イベントの充実 ・読み聞かせの推進
- ④ 多様な子どもたちの読書機会の確保のための支援  
・電子図書館 ・貸出しの充実(学校等貸出し図書セットの活用) ・情報提供(コンテンツ紹介等)

家庭における  
読書活動の推進

学ぶ  
知識を広げ、心を豊かにし、自分自身の成長を促進

ビジョン/目指す姿

すべての子どもが、日々の生活の中ですすんで本を手にとって読み、子ども同士や家族などと楽しく語り合う日常

楽しむ  
読書によるつながり「読書コミュニティ」を通して楽しく豊かな生活を創出

地域(子育て関連施設、市民センターなど)  
における読書活動の推進

ミッション/方向性

やすらぐ  
好きな本に触れながら、心安らぐひとときを提供

アクション/主要施策

- ① 学校図書館のより効果的な利活用の促進  
・学校図書館の体制強化、図書館資料及びレファレンスサービス機能の充実
- ② 学校、学校図書館と市立図書館との連携強化  
・市立図書館の見学 ・学校の取組みの掲示  
・読み聞かせボランティアの派遣  
・学校等貸出図書セットの利活用
- ③ 学校丸ごと図書館の推進  
・本が身近にある環境の充実 ・授業お役立ちブックリストの活用  
・電子図書館の活用 ・10分間読書の推進
- ④ 読書を通じた交流の実施  
・ビブリオバトル、ブックトーク等の実施

学校における  
読書活動の推進

市立図書館における  
読書活動の推進

- ① 多様な子どもたちへの読書機会の確保  
・読書バリアフリー、電子図書、外国籍対応等
- ② 主体的・探究的な学びへの支援  
・講座の開設 ・学習室利用促進 ・情報提供
- ③ 安心して過ごせる居場所づくりの創出  
・くつろげる、交流する空間の設置
- ④ 楽しむための各種取組の創意工夫  
・読書の日イベント充実 ・その他イベントの開催  
・地域クラブ(図書クラブ)の設立
- ⑤ 読書ボランティアなどの育成・支援  
・地区図書館との連携強化 ・ボランティアバンクの活用
- ⑥ 主体的に読書活動に関わる子どもの育成、支援  
・子ども司書養成、ジュニアサポーター

- ① 幼稚園・保育所等における読書活動の支援  
・読み聞かせ、貸出の推進、  
・研修の開催、情報提供
- ② 子育て関連施設(児童館、放課後児童クラブ、子ども食堂等)、市民センター等における読書活動の支援  
・読み聞かせ、貸出の推進、啓発活動
- ③ 文化施設等との相互協力  
・イベント協力 等
- ④ 地元団体・地元企業などとの協力  
・大学、商業施設とのイベント協力等
- ⑤ コミュニティ・スクールと学校図書館等の連携  
・地域による学校図書館等の読書活動支援

主要施策

# 北九州市子ども読書プラン

(第5次北九州市子ども読書活動推進計画)

～ 市民全体で取り組む子どもの読書 ～

〈素案〉

令和8年3月

北九州市教育委員会

## 📖 子どもの知的好奇心と読書活動 📖

子どもの知的好奇心は、学びと成長の原動力です。これは新しいことを知りたい、理解したいという自然な欲求であり、子どもたちはこの好奇心を通じて世界を探求します。子どものころから知的好奇心を育むことは非常に重要です。それにより、柔軟な思考力や問題解決能力が養われ、将来の様々な課題に対応する力が身につきます。

読書は、子どもたちの知的好奇心を育むための非常に有効な手段です。読書を通じて、子どもたちは新しい世界や異なる視点を知ることができ、想像力を広げることができます。様々なジャンルの本を読むことで、多角的な思考力が養われ、異なる文化や価値観に触れることによって、共感力や理解力も深まります。子どもが本を通じて新しいアイデアや概念を発見するたびに、その知的好奇心はさらに刺激され、持続的な学びの姿勢が形成されます。

また、読書は単なる情報の取得を超えて、豊かな人間性を育む基盤となります。したがって、日々の生活において様々な本との出会いを大切にし、子どもたちが自由に本を選び、読む環境を整えることは非常に重要です。本を通じて知識の扉を開くことができれば、子どもたちは自分自身の可能性を広げ、未来への準備を着実に進めることができるでしょう。

